

4 異性に対する暴力の根絶

1 配偶者等からの暴力に関する相談件数

県における配偶者等からの暴力に関する相談件数は、政令市が配偶者暴力相談支援センターを設置したことなどの影響から、近年減少傾向にある。

県の配偶者暴力相談支援センターによせられた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、横浜市、相模原市、川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置したことなどの影響で減少傾向にあります。

しかし、深刻な被害を受けた場合は警察に相談するケースも多く、配偶者等からの暴力件数自体が減少しているとはいえない状況にあります。

* 配偶者暴力防止法の全面施行（平成 14 年 4 月）に伴い、県は平成 14 年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、平成 23 年 9 月に横浜市が、平成 24 年 10 月に相模原市が、平成 28 年 5 月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ 22



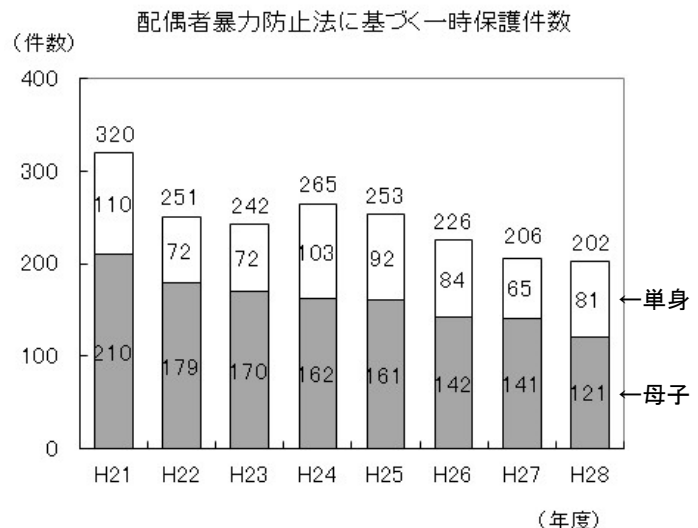
2 配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数

配偶者暴力防止法に基づき一時保護した被害者の 6 割近くが子どもを同伴している。

神奈川県で平成 28 年度に配偶者暴力防止法に基づく一時保護を行った件数は、202 件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は 121 件で、一時保護をした被害者の 6 割近くが子どもを同伴しています。

グラフ 23



3 セクシュアル・ハラスメント相談件数

全国のセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、2年連続で大きく減少した。

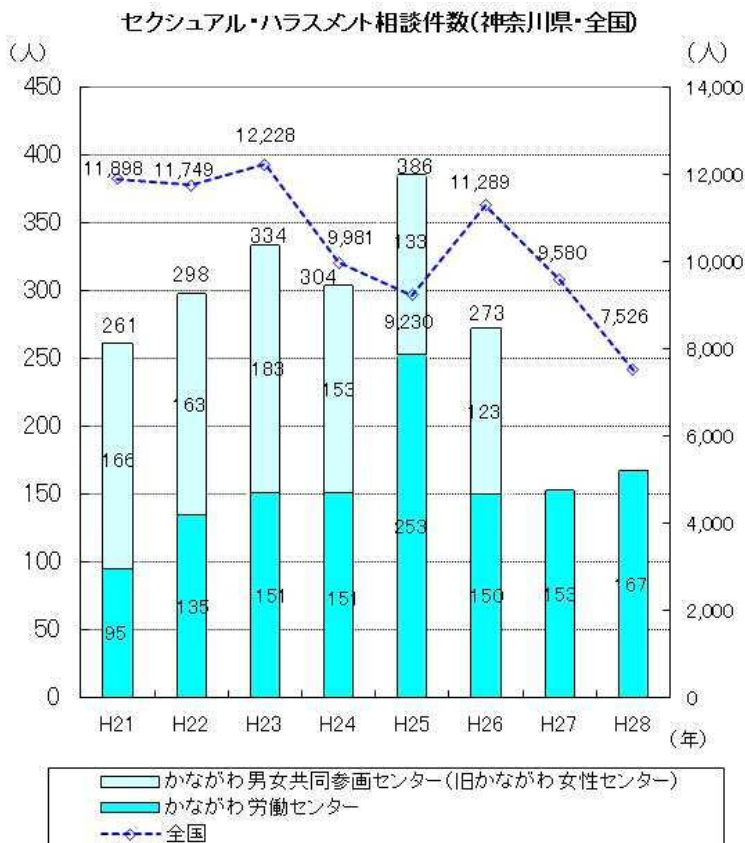
平成28年度に、都道府県労働局雇用均等室（全国）によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より2,054件減少して7,526件でした。

また、かながわ労働センターで受けた相談件数は167件で、近年ほぼ横ばいで推移しています。

*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、平成26年度で終了しました。

*かながわ女性センターは平成27年4月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。

グラフ24



(厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成)

4 夫婦間での暴力についての認識

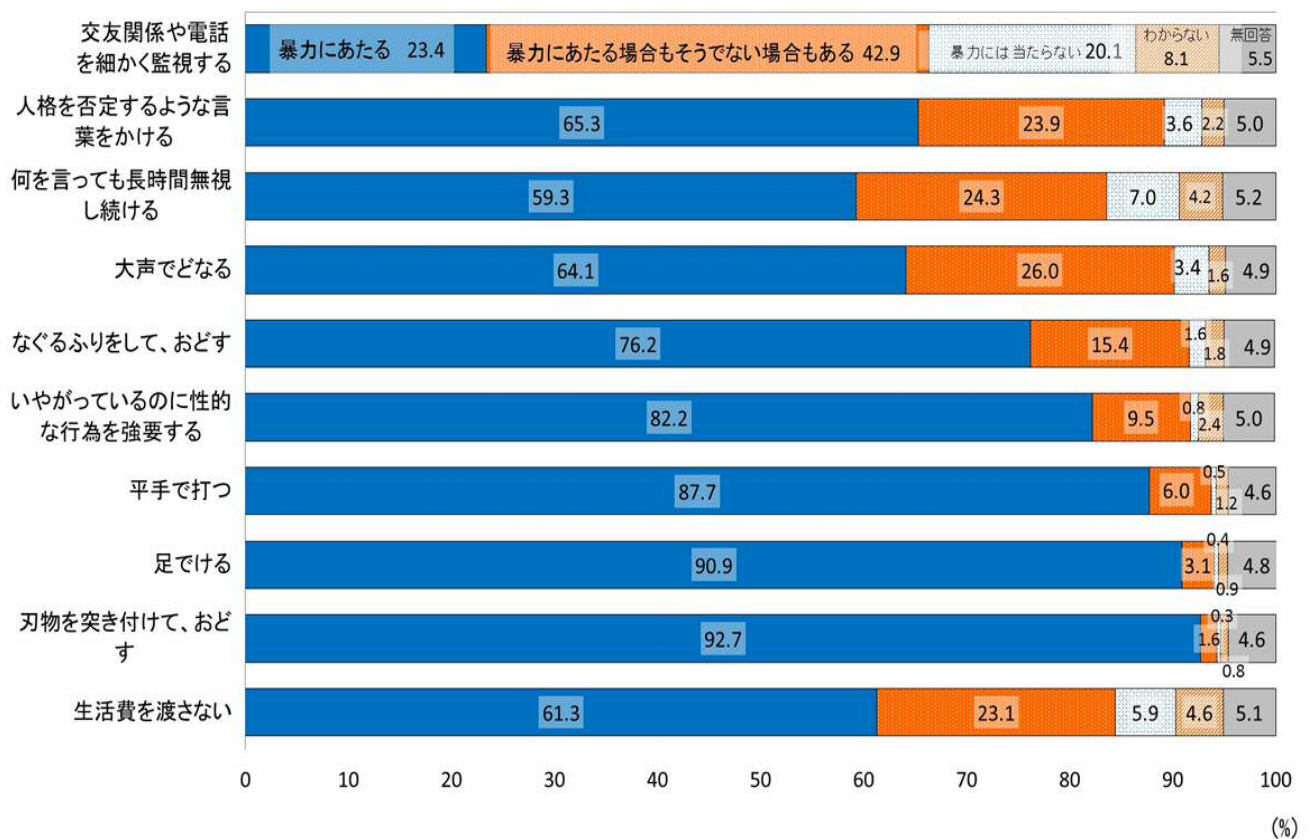
夫婦間での暴力についての認識すべての項目で、「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っている。

平成 29 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。

グラフ 25

夫婦間での行為における暴力についての認識



(県民ニーズ調査 (平成 29 年度) より作成)